

リスク管理債権

●平成30年度リスク管理債権

(単位：億円、%)

区 分	金 額		
	既往債権等※	買取債権	合 計
破綻先債権額 (A)	507	142	649
延滞債権額 (B)	1,914	392	2,305
3か月以上延滞債権額 (C)	534	178	711
小計 (D) = (A) + (B) + (C)	2,955	712	3,666
比率 (D) / (G) × 100	3.89	0.45	1.56
貸出条件緩和債権額 (E)	4,003	536	4,539
合計 (F) = (A) + (B) + (C) + (E)	6,958	1,248	8,206
比率 (F) / (G) × 100	9.17	0.78	3.49
元金残高 (G)	75,870	159,061	234,930

(注) 合計は四捨五入の関係により一致しないことがあります。

リスク管理債権の開示基準については、自己査定結果をベースに開示することとしています。

※「既往債権等」とは、買取債権以外の貸付金にかかる債権及び求償債権です。

(注)

1 破綻先債権額 (A)

自己査定の結果、破綻先に区分された債務者に対する貸付けの元金残高額

2 延滞債権額 (B)

自己査定の結果、実質破綻先及び破綻懸念先に区分された債務者に対する貸付けの元金残高額

3 3か月以上延滞債権額 (C)

弁済期限を3か月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額で、破綻先債権額 (A) 及び延滞債権額 (B) に該当しないもの

4 貸出条件緩和債権額 (E)

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予など債務者に有利となる取決め (以下「返済方法の変更」といいます。) を行った貸付けの元金残高額で、破綻先債権額 (A)、延滞債権額 (B) 及び3か月以上延滞債権額 (C) に該当しないもの

ただし、返済方法の変更を行ったときから原則として4年が経過した債権のうち返済が正常に行われているものについては、信用リスクが正常債権と同等となったと判断されるため、貸出条件緩和債権に含めていません。これに該当し、貸出条件緩和債権に含めていない貸付けの元金残高額は合計で516億円です。

なお、開示している貸出条件緩和債権額には、政府の経済対策などの要請によって返済方法の変更を行った貸付けなども含まれています。

5 備考

住宅金融支援機構の債権については、融資物件に設定した第一順位の抵当権その他の担保等からの回収が図られるため、開示した残高のすべてが回収不能となるものではありません。

【貸出条件緩和債権について】

機構は、「フラット35 (買取型)」や機構融資を利用して住宅を取得された方々が、生活環境の変化などの様々な事情によりローンの返済が困難となった場合や、阪神・淡路大震災、東日本大震災などに見られるような大規模な自然災害が発生し被災したことにより一時的にローンの返済が困難となった場合においても、できる限り生活の基盤である住宅に住み続けられるように、親身になってローン返済相談を行うとともに、個々のお客さまの事情に応じた返済方法の変更を行い、返済の継続を支援しています。

更に、平成10年10月の閣議決定に基づき、勤務先の倒産等によるローン返済困難者に対しては、特例措置を設け、国の施策に対応した貸出条件の緩和措置を行っています。

機構の貸出条件緩和債権は、リスク管理債権の約55%を占めておりますが、上記政策目的を果たすための措置として返済方法の変更の実施により生じたものです。また、貸出条件緩和債権は他のリスク管理債権と比べ貸倒率が低く、そのまま不良債権の急増につながる可能性は低いものと考えています。

機構においては、返済方法の変更に応じることにより、お客さまができる限り住宅に住み続けられるよう支援するとともに、財務の健全化に取り組んでいます。